

四日市市告示第 294 号

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年四日市市告示第167号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（通則） 第1条 四日市市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。<u>以下「法」という。</u>）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第14号）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号。以下「国要領」という。）、三重県多面的機能支払<u>事業</u>実施要領（平成27年4月1日制定）に基づいて活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 （定義） 第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5に規定される<u>広域活動組織</u>、活動組織又は<u>特定事業実施者</u>をいう。	（通則） 第1条 四日市市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第14号）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付25農振第2254号。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付25農振第2255号。以下「国要領」という。）、三重県多面的機能支払<u>交付金</u>実施要領（平成27年4月1日制定）に基づいて活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 （定義） 第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5に規定される活動組織又は<u>広域活動組織</u>をいう。

(交付の対象及び交付金の額)

第3条 (略)

2 前項に規定する交付金の額は国要領の第1の13の(3)及び第2の18の(3)に規定する方法により交付するものとする。

(前金払の請求)

第9条 (略)

2 活動組織等は、第6条又は前条に規定する交付決定の通知を基に交付金の前金払を受けようとするときは、第3号様式により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第11条 活動組織等は、国要綱の別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10に規定する実施状況の報告書を活動を実施した翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

2 (略)

(交付金の額の確定)

第12条 市長は前条に規定する実施状況の報告を受けたときは、国要領の第1の10及び第2の15に基づく実施状況の確認を行い交付金の額を確定するとともに、第4号様式によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

(交付金の返還)

第14条 市長は、国要綱の別紙1の第9及び別紙2の第9に規定される返還が生じた場合、又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要領の第1の16の(2)のア及び第2の22の(2)のアに規定される手続きにより返還させるものとし、第6—1号様式により活動組織等に通知するものとする。

2から4まで (略)

(交付の対象及び交付金の額)

第3条 (略)

2 前項に規定する交付金の額は国要領の第1の12の(3)及び第2の15の(3)に規定する方法により交付するものとする。

(前金払の請求)

第9条 (略)

2 活動組織等は、第6条及び第8条に規定する交付決定の通知を基に交付金の前金払を受けようとするときは、第3号様式により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第11条 活動組織等は、国要綱の別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に規定する実施状況の報告書を活動を実施した翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

2 (略)

(交付金の額の確定)

第12条 市長は前条に規定する実施状況の報告を受けたときは、国要領の第1の9及び第2の12に基づく実施状況の確認を行い交付金の額を確定するとともに、第4号様式によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

(交付金の返還)

第14条 市長は、国要綱の別紙1の第9及び別紙2の第9に規定される返還が生じた場合、又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要領の第1の15の(2)のア及び第2の19の(2)のアに規定される手続きにより返還させるものとし、第6—1号様式により活動組織等に通知するものとする。

2から4まで (略)

(交付金の精算) 第16条 市長は、国要領の第1の<u>12</u>の(1)又は第2の<u>17</u>の(1)に規定される精算に係る返還が生じた時は、第7—1号様式により通知するものとする。 2 (略)	(交付金の精算) 第16条 市長は、国要領の第1の<u>11</u>の(1)又は第2の<u>14</u>の(1)に規定される精算に係る返還が生じた時は、第7—1号様式により通知するものとする。 2 (略)
---	---

改正後

別表 1－①

ア 基本単価

交付の対象区分		地目	10アール当たりの交付単価
(略)		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
	75%単 価(※ 1) <u>1</u>	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

イ 加算単価

交付の対象区分			地目	10アール当たりの交付単価
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)
		75%単 価(※ 1) <u>1</u>	(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)

	水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動		（略）	（略）	（略）
			75%単価（※1） <u>1</u>	（略）	（略）
	<u>環境負荷低減の取組への支援</u>	<u>（a）中干し</u>	<u>100%単価</u>		<u>800円</u>
			<u>75%単価（※1）<u>2</u></u>		<u>600円</u>
		<u>（b）冬季湛水</u>	<u>100%単価</u>		<u>4,000円</u>
			<u>75%単価（※1）<u>2</u></u>		<u>3,000円</u>
		<u>（c）夏季湛水</u>	<u>100%単価</u>		<u>8,000円</u>
			<u>75%単価（※1）<u>2</u></u>		<u>6,000円</u>
		<u>（d）中干し延期</u>	<u>100%単価</u>		<u>3,000円</u>
			<u>75%単価（※1）<u>2</u></u>		<u>2,250円</u>
		<u>（e）1江の設置等（作溝実施）</u>	<u>100%単価</u>		<u>4,000円</u>
			<u>75%単価（※1）<u>2</u></u>		<u>3,000円</u>

		(e) 2 江の設置 等（作溝 未実施）	1 0 0 % 単価		3, 0 0 0 円
			7 5 % 単 価（※ 1） 2		2, 2 5 0 円

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

（※ 1） 1. 法に基づき認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を 5 年間以上実施した対象農用地については、交付単価に 0. 7 5 を乗じた単価とする。

2. 環境負荷低減の取組への支援を 5 年間以上実施した対象農用地については、交付単価に 0. 7 5 を乗じた単価とする。

（※ 2）（略）

【資源向上活動（長寿命化）の交付単価について】

（※ 3）直営施工を実施しない活動組織等にあつては、交付単価に 5 / 6 を乗じた単価とする。なお、活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に 2 0 0 万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

改正前

別表 1 - ①

ア 基本単価

交付の対象区分		地目	1 0 アール当たりの交付単価
(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
	7 5 % 単価 (※ 1)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

		(略)		(略)
イ 加算単価				
交付の対象区分			地目	10アール当たりの交付単価
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)
		75%単価(※1)	(略)	(略)
			(略)	(略)
			(略)	(略)
	<u>農村協働力の 深化に向けた 活動</u>	100% 単価	田	400円
			畑	240円
			草地	40円
		75%単価(※1)	田	300円
			畑	180円
			草地	30円
	水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム)を推進する活動	(略)	(略)	(略)
		75%単価(※1)	(略)	(略)

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

(※1) 農地・水保全管理支払の共同活動又は多面的機能支払交付金の資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

(※2) (略)

【資源向上活動（長寿命化）の交付単価について】

(※3) 国要綱の別紙5の第3に規定する要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあつては、交付単価に5/6を乗じた単価とする。なお、別紙5の第3に規定する要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

改正後	
別表1－②	
交付の対象区分	交付額

(略)	広域活動組織の設	<u>4 0 万円</u>
	立及び活動支援班	
	の設置	

改正前		
別表 1―②		
交付の対象区分		交付額
(略)	<u>3 集落以上又は</u> <u>5 0 ヘクタール</u> <u>以上 2 0 0 ヘク</u> <u>タール未満</u>	<u>4 万円</u>
	<u>2 0 0 ヘクタール以上 1, 0 0</u> <u>0 ヘクタール未</u> <u>満又は特定非営</u> <u>利活動法人</u>	<u>8 万円</u>
	<u>1, 0 0 0 ヘク</u> <u>タール以上</u>	<u>1 6 万円</u>

第 1 号様式（その 1）を次のように改める。

第 1 号様式（その 1）

第 号	
申請年月日	年 月 日
年度	第 回

年度 多面的機能支払交付金交付申請書

四日市市長

(組織の名称)

代表

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円

(2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

※ 1) 交付金の振込口座については、毎年度、第 1 回目の申請時に別添様式の添付により提出することとする。（交付金の追加又は減額申請時には提出不要）

第1号様式別添

四日市市長

債権者

(組織の名称)

(代表者住所)

代表

印

多面的機能支払交付金の交付については、下記の振込口座にお振り込みください。

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

交 付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金 融 機 関 名										支 店 名			
					農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金									
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知													
	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》													
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
						※								
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
	住 所		(〒 —) 都 道 市 区 府 県 町 村											

(2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

交 付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金 融 機 関 名										支 店 名			
					農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金									
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知													
	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》													
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
						※								
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
	住 所		(〒 —) 都 道 市 区 府 県 町 村											

第 2 号様式（その 1）を次のように改める。

（組織の名称）

代表

様

四日市市長

年度多面的機能支払交付金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった 年度多面的機能支払交付金については、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定します。

記

1. 交付金額

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円

- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

2. 交付の条件

交付金の受給対象者は、この交付金に関する関係法令、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号）、三重県多面的機能支払事業実施要領（平成27年4月1日制定）並びに四日市市多面的機能支払交付金交付要綱に従わなければならない。

第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式

年度 多面的機能支払交付金前金払請求書

年 月 日

四日市市長

(組織の名称)

(代表者住所)

代表

(署名又は記名押印してください)

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について、下記
のとおり前金払によって交付されたく請求します。

記

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円

- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

第 7－2 号様式を次のように改める。

多面的機能支払交付金の精算について

四日市市長

(組織の名称)

(代表者住所)

代表

(署名又は記名押印してください)

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の精算については、
下記のとおりとします。

記

【精算方法等】

項 目	精算金額	精算方法
		返 還
農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く）	円	☐
資源向上支払（長寿命化）	円	☐

※該当する部分にレ印をつける。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部農水振興課)